



2013年12月4日

日本自動販売協会

〒105-0004 東京都港区新橋 3-3-14 田村町ビル 8F

TEL:03-3506-8391

消費税転嫁特別措置法に基づく転嫁カルテルの届け出について

日本自動販売協会(日本唯一の自動販売機オペレーター団体、会長 <sup>もり きちへい</sup> 森 吉平)は、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法」に基づく「転嫁カルテル」を、公正取引委員会に11月29日(金曜日)届け出致しましたので、お知らせ致します。

また、転嫁拒否等の行為に対する相談窓口は「日本自動販売協会 本部」で受ける事を合わせてお知らせ致します。

一、消費税増税に対応する考え方

消費者やお取引先に対して、まず十分ご理解をして頂き、適正な消費税の転嫁を進められる体制を整え、すべての会員が優越的地位の濫用行為(転嫁拒否、報復行為)で経営が圧迫されることが無いよう対応します。尚、自動販売機は設置先によって販売価格が異なり、相当なる労力が必要とされる為、飲料業界として円滑な転嫁が図れるよう連携し環境整備に努めます。また、消費税の端数処理(後述、二-Ⅲ参照)においては、構造上1円単位で転嫁することが困難である為、価格を10円単位とするが、会員各社が個々の判断により価格設定を行い(一部商品の価格据え置き等)、全体として消費税の引き上げ幅となるよう適正に転嫁致します。

二、転嫁カルテルによる共同行為の内容は下記の3つにて届け出を致しました

I. 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せする旨の決定

II. 消費税引上げ後に発売する新製品(製造メーカー側)について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せする旨の決定

III. 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定〔切上げ、単位1円〕(対象は自動販売機により販売する飲食物)

以上

# 日本自動販売協会 概要

- 設立年月日  
昭和62年(1987年)4月20日
  
- 当協会の事業
  - 一、食品衛生の維持および向上に関する事業
  - 二、食品衛生思想の普及に関する事業
  - 三、自動販売機の適正管理に関する事業
  - 四、自動販売営業に関する調査研究事業
  - 五、自動販売営業に関する指導事業
  - 六、会員の福利厚生に関する事業
  - 七、その他前各号に附帯する必要な事業
  
- 代表者(会長)  
森 吉平 (株式会社アベックス 代表取締役社長)
  
- 本部所在地  
〒105-0004 東京都港区新橋3-3-14 田村町ビル8階
  
- 会員数
  - ・正会員・・・87社
  - ・支部会員・・・65社
  - ・賛助会員(本部 40社、支部 225社)
  
- 本件に関するお問い合わせ  
事務局(担当 片桐)  
電話:03-3506-8391  
FAX:03-3506-8392  
mail:info@jama-vm.com